

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機設計及び工事計画）【54】
2. 日時：令和4年1月13日 13時30分～15時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

岩崎安全審査官、照井安全審査官、藤田審査チーム員※

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他15名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 担当※

## 5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号機の設計及び工事の計画認可申請書のうち、基本設計方針（7条（竜巻））及び竜巻への配慮に関する説明書について、令和4年1月11日の提出資料に基づき説明があった。

- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明を求めた。

【基本設計方針（外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））】

- 屋外の外部事象防護対象施設について、建物以外にも除く施設があるのであれば、適切な記載となるよう適正化すること。
- たるみを有する固縛で拘束する設計とする設備について、対象となる設備を整理して改めて説明すること。
- 竜巻防護対策設備を構成する設備ごとに記載されているが、これらの設備を組み合わせる用いるのであれば組み合わせが分かるように記載を検討すること。

【竜巻への配慮に関する説明書】

- 固縛対象物の選定について、選定基準に用いる数値の根拠について説明すること。
- 文献を引用する場合は、追記等をせず文献そのものであることが分かるように引用すること。引用した文献が不明瞭となる場合は、注釈等で引用した内容を示すなど記載方法を検討すること。

(3) 中国電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし